

米原市部活動の地域展開をふまえた指導者人材バンク登録募集要項

1 趣旨

米原市教育委員会は、国が進める学校部活動の地域展開の指導体制の構築を目指し、市立中学校へ配置する部活動指導員及び地域主体で活動する地域クラブ等の指導者（以下「地域指導者」という。）として活動に携わる意欲のある人材を募集する。また、スポーツから文化芸術活動等まで幅広い分野の指導者を確保するため、指導者の人材バンク（以下「人材バンク」という）を設置する。

2 募集人数

（１）部活動指導員

制限なし

（２）地域指導者

制限なし

3 登録期間

（１）部活動指導員

登録日の属する年度を含む３年間（３月末日まで）とする。なお、期間満了後、所定の手続を経て更新することができる。

（２）地域指導者

登録日の属する年度を含む３年間（３月末日まで）とする。なお、期間満了後、所定の手続を経て更新することができる。

4 登録要件

人材バンクへの登録要件は、希望する活動区分に応じて以下のとおりとします。

（１）部活動指導員 として登録する場合

以下のア、イ、ウの全ての要件を満たす必要があります。

ア 指導に当たっての基本要件

- ①実技指導または専門的な指導に精通し、安全に指導ができること。
- ②市教育委員会が適任であると判断すること。
- ③１８歳以上であること（ただし、高校生は除く。）。
- ④人材バンク登録後、市教育委員会が実施する指導者研修（安全管理、人権、ハラスメント防止等）に参加すること。
- ⑤義務教育段階の子どもの人格形成や自律心の育成等の教育的意義を理解し、安全管理や人権に配慮した専門的な指導ができること。

イ 実績、資格および経験に関する要件（いずれか1つ以上に該当すること。）

- ①希望する競技、種目、文化芸術活動等の学校での指導実績があること。
- ②各競技団体、文化芸術団体、その他関係団体等が認定する指導者資格等を取得していること。
- ③希望する競技、種目、または文化芸術活動等の一定期間の経験があること。

ウ 学校教育との連携および法令遵守に関する要件

- ①地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと。
- ②配属先の学校の指導方針に沿った指導を行うことができること。

（2）地域指導者 として登録する場合

以下のア、イ、ウの全ての要件を満たすこと。

ア 指導に当たっての基本要件

- ①実技指導または専門的な指導に精通し、安全に指導ができること。
- ②市教育委員会が適任であると判断すること。
- ③18歳以上であること（ただし、高校生は除く。）。
- ④人材バンク登録後、市教育委員会が実施する指導者研修（安全管理、人権、ハラスメント防止等）に参加すること。
- ⑤義務教育段階の子どもの人格形成や自律心の育成等の教育的意義を理解し、安全管理や人権に配慮した専門的な指導ができること。

イ 実績、資格および経験に関する要件（いずれか1つ以上に該当すること）

- ①希望する競技、種目、文化芸術活動等の学校での指導実績があること。
- ②各競技団体、文化芸術団体、その他関係団体等が認定する指導者資格等を取得していること。
- ③希望する競技、種目、文化芸術活動等の一定期間の経験があること。

ウ 地域団体等の運営方針への準拠に関する要件

- ①地域団体等の活動方針に基づいた指導ができること。

5 職務内容

希望する区分に応じて、以下の職務を担うものとする。

（1）部活動指導員

日常的な実技指導、部活動の顧問業務、大会・コンクール・発表会等の引率および指導、用具・施設の点検および管理、年間・月間指導計画の作成、保護者等への連絡、事故が発生した場合の現場対応等

（2）地域指導者

職務内容については、上記（1）の内容に準ずることを基本とするが、地域クラブの運営形態や今後の動向により、必要に応じて別途定めるものとする。

6 勤務条件

希望する区分により、身分および報酬等が異なる。

(1) 部活動指導員

市会計年度任用職員として任用し、勤務時間は平日1日2時間、休日1日3時間を原則とする。報酬は市規定による。

(2) 地域指導者

勤務条件については、各運営団体の規定に準ずるものとする。

7 登録および任用

登録から活動開始までの手続は以下のとおりとする。

(1) 申請：登録申請書【様式第1号】を市教育委員会事務局へ提出する。

(2) 審査：市教育委員会は、書類審査を実施し、適任であると認められるときは、人材バンクへ登録する。

(3) 紹介：市教育委員会による面接を実施した後、各中学校または地域クラブからの要望に応じて、登録者の情報提供および紹介を行う。

(4) 採用：面接等の結果、適任であると認められる場合に任用・活動開始とする。

(5) 登録内容の変更および登録辞退届：人材登録バンクの登録内容に変更が生じた場合は、部活動の地域展開指導者人材バンク登録内容変更届（様式第2号）を、登録を辞退する場合は、部活動の地域展開をふまえた指導者人材バンク登録辞退届（様式第3号）を市教育委員会に提出する。

※人材バンクに登録されても、各中学校または地域クラブの希望条件等により、必ずしも任用や紹介（マッチング）が行われるとは限らない。